

野田市告示第28号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年2月27日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 84枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越してください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

第九号様式之二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-1-1	立看板 はり札	— 22	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三 軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和5年1月4日 午前9時から午後4時	令和5年1月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-2	立看板 はり札	— 4	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年1月4日 午前9時から午後4時	令和5年1月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-3	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～市道1120～23058～112 0 目吹～金杉～蕃昌	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-4	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～市道1220 目吹～鶴奉～目吹～木野崎	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-5	立看板 はり札	— 5	つくば野田線 目吹～柳沢～宮崎	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-6	立看板 はり札	— 18	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田 線～市道2200～越谷野田線～つくば野田線～市 道1061～1160～結城野田線～市道1220 ～32001～つくば野田線～市道2390～11 60～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田 ～上花輪～清水～中野台鹿島町	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-7	立看板 はり札	— 1	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	令和5年1月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-8	立看板 はり札	— 15	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-9	立看板 はり札	— 1	市道1260～52039～52040～5201 8～1390 山崎	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-10	立看板 はり札	— 6	松野野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～ 市道52277～1062～1260～松野野田線 ～1200～1191～1390～33053～1 390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪 新町	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
5-1-11	立看板 はり札	— 4	野田牛久線～市道1180～1160～2170～ 1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	令和5年1月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	